

ECの家畜飼料用タンパクに関する措置

(L/4599、1978年3月14日採択：BISD 25S/49)

【事実の概要】

1. 1976年3月に、EC理事会は、理事会規則 No. 563/76 を採択した。これは、加盟国政府の介入機関が保有する脱脂粉乳の在庫が過剰になったことから、この在庫を減らすために、脱脂粉乳を調製(denature)したものを、一定の植物性蛋白飼料の生産者又は輸入者に強制的に購入させ、それによって脱脂粉乳の家畜飼料用蛋白としての利用を促進しようというものであった。具体的には、この規則において、EC域内の油糧種子（油かす・ひき割りを含む）、乾燥まぐさ、複合飼料の生産者及び輸入者、そしてコーン・グルテンの輸入者は、その生産量又は輸入量に応じて決まる一定量の脱脂粉乳を政府の介入機関から一定の価格で購入し、それを家畜飼料に適するよう調製するよう義務付けられた。そして、かかる購入義務の履行を確保するため、①油糧種子及び乾燥まぐさの域内生産者については、脱脂粉乳を介入機関から購入し調製したことを示す証明書の提示を補助金支給の条件とする、②油糧種子、乾燥まぐさ、コーン・グルテン、複合飼料の輸入者に対しては、上記の証明書の提示に対して加盟国政府が発する蛋白証明書の提示を、域内における流通の条件とする、という措置がとられた。なお、これらの者は、一定額の保証金を預託することによって証明書の提示に代えるという方法が認められたが、後に購入義務を履行しなければ保証金は没収された。

この措置が適用された植物性蛋白飼料の輸入の約半分は米国が占めており、個々の輸入產品に占める米国のシェアは、コーン・グルテン飼料-78%、大豆及び大豆粉-70%などとなっていた。また、ECにおける植物性蛋白の需要の約85%は輸入に頼っていた。なお、この措置の適用を受けた植物性蛋白飼料のはほとんどは、ECにおいて譲許税率の適用を受けていたという事情があった。

この規則は、1976年3月19日に輸入品についてまず発効し、同年4月1日に域内產品について発効したが、もともと短期の時限立法として予定されていたものであり、1976年10月25日にはその適用が終了した。

2. このECの措置に対し、米国が23条の協議をECとの間で開始し、同年7月には締約国団にパネル設置を求め、同年9月にパネル設置（委員は、フィンランドのKaarlehtoを議長とする5人）が決定された。パネル手続では、米国は一般協定3条違反のほか、2

条と1条の違反を主張した。具体的な争点として、(1)3条と1条における「同種の產品」の範囲、(2)3条5項1文及び2文の違反の有無、(3)3条4項の違反の有無、(4)本件の措置が2条の国境措置として規制を受けるか、等が問題となった。

3. それぞれの争点に関する米国側の主張は次の通り。(1)家畜飼料に蛋白を加えるために使われる產品はすべて「同種の產品」とみるべきである。したがって、植物性蛋白だけでなく、脱脂粉乳、動物性蛋白、魚類蛋白、合成蛋白等はすべて「同種の產品」として扱うべきである。(2)加盟国の介入機関の保有する脱脂粉乳は域内產品のみであり、この域内産の脱脂粉乳を飼料蛋白源として使用させることを要求しているのだから、規則は3条5項1文に違反し、そうでないとしても3条5項2文に違反する。(3)域内産コーン・グルテンには脱脂粉乳の購入義務が課せられていないのに、輸入コーン・グルテンに対しては購入義務が課されている点、EC域内で実質的生産のある動物性蛋白、魚介蛋白、合成蛋白には購入義務が課されていないのに、それと代替可能な產品である輸入植物性蛋白には購入義務が課されている点、蛋白証明書の提示義務等は、植物性蛋白の域内生産者にはないのに、その輸入者には課されている点において、規則は輸入品より国産品を有利に扱うものであり、3条4項に違反する。(4)脱脂粉乳の購入義務又は保証金の預託義務により、譲許產品たる植物性蛋白の輸入にそれだけ費用がかかることは、譲許產品の輸入に関連する課徴金を新たに課すことを禁じた2条1項(b)に違反する。

4. これに対するECの主張は次の通り。(1)価格の相違を考慮すると、魚介飼料、肉類飼料等は同種の產品の範囲から除かれる。米国のように広くこれを捉えると、現在の関税表の実質的な変更が必要になってしまう。(2)規則は、購入について定めただけで、ユーザーに対し特定の数量又は割合での混合を強制していないから、3条5項1文に違反しない。また、飼料蛋白の実質的数量がEC域内で生産されているから、3条5項2文違反も成立しない。そもそも、飼料蛋白の全輸入量からみるとわずかの脱脂粉乳に関する期間を限定した措置であり、これによって植物性蛋白の輸入に悪影響が出たという証拠はない。(3)域内産コーン・グルテンを措置の対象から外したのは、その生産が僅少だったからであり、動物性蛋白等は植物性蛋白と同種の產品ではないから、それを措置の対象に含めなしても、3条4項に違反しない。また、蛋白証明書は単なる行政文書に過ぎず、輸入品に対して付加的な義務を課すものではなく、輸入だけを不利に扱っていない。(4)保証金の預託義務を仮に経済的な負担とみても、2条2項(a)の「内国税に相当する課徴金」にあたるから、2条の適用対象外である。

【報告要旨】

1. 本件では、家畜飼料に蛋白質を加えるために使われる種々の産品のすべてを、1条と3条の意味における「同種の産品」ということはできない。パネルは、本件で問題とされたのは異なる関税率と関税譲許を有する多くの産品であること、それらの産品の蛋白質の含有量にも違いがあること、蛋白質のオリジンが植物か動物か合成かという点でも違いがあることに留意する(4.1, 4.2)。
2. 一般協定は、「同種の産品」と「直接的競争産品、又は代替可能な産品」とを区別しており、植物性蛋白と脱脂粉乳は、最終的な用途において技術的に代替可能であるから、それら二つの産品は「直接的競争産品、又は代替可能な産品」といえる(4.3)。
3. ECの規則は、3条5項にいう「内国数量規則」にあたるが、基本的には脱脂粉乳を購入する義務を課したものであり、3条5項1文にいう「特定の数量又は割合による混合、加工、使用」に関するものでないから、3条5項1文に違反しない(4.6)。
4. ECの規則は、脱脂粉乳を飼料に使われる蛋白源と捉えていたこと、過剰在庫は域内産品からも輸入産品からも生じうるのに、植物性蛋白の輸入者がそこから脱脂粉乳を購入しなければならない介入機関は、域内産の脱脂粉乳だけを保有していたこと、この措置が適用される産品のすべてが、その実質的数量を域内で生産されていたわけではないことを考慮すると、規則は脱脂粉乳を3条1項の原則に反する方法で保護しており、それゆえに3条5項2文に違反する(4.7)。
5. コーン・グルテンの域内生産の僅少等の事情は、外国産コーン・グルテンにのみ措置を適用し、域内産コーン・グルテンに措置を適用しないことを正当化するものではない。したがって、本件措置は、内国産コーン・グルテンよりも輸入されたコーン・グルテンに不利な扱いを与えており、3条4項に違反する(4.10)。他方、動物性蛋白、魚介蛋白、合成蛋白は、植物性蛋白と「同種の産品」であるとはいえないから、規則がこれらの産品に措置を適用しないことは3条4項に違反しない(4.11)。また、輸入者の蛋白証明書の提示義務は、脱脂粉乳を購入し又は保証金を預託するという義務の履行を確保するための施行措置であり、これと同等の文書は、域内産品にも同様に要求されているから、これを定める規則は3条4項に違反しない(4.12)。
6. 2条の国境措置か3条の内国措置かという点の区別について、パネルは、(1)輸入品と国産品に同様に適用され、輸入品には輸入時に課される租税は3条の内国税であるとする3条の注釈、(2)起草者は、輸入国の通関時に通関の条件として徴収され、同種の国内

产品に対し内国で課される課徴金とは関係がなく、専ら輸入に適用される課徴金を関税とし、これは内国税ではないとしていたこと、(3)起草者は、2条2項(a)の「内国税に相当する課徴金」と3条2項の「内国税その他の内国課徴金」は範囲が同じであると考えていたこと、(4)公共機関による产品の購入に対して課される課徴金で、輸入時でなく、公共機関の支払の時に課されたものを、3条2項の内国課徴金とし、2条の輸入課徴金となかった先例があることに留意する。これらの点から、輸入品と国产品に同様に適用され、基本的には一定量の脱脂粉乳の購入義務を課すものとして、内国数量規則とされた本件規則は、3条の内国措置であり、2条の国境措置とみるべきではない(4.16, 4.17, 4.18)。

7. 1条1項は「同種の产品」に対して適用されるが、動物性蛋白、魚介蛋白、合成蛋白は植物性蛋白と「同種の产品」ではない。また、本件措置の適用を受ける輸入产品的部分は、米国以外の国から輸入されている。したがって、購入義務、保証金の預託、蛋白証明書のいずれの点でも、「同種の产品」のうちである締約国からのものを不利に差別している証拠はなく、ECの措置は1条1項に違反しない(4.20, 4.21)。

【解説】

1. はじめに

本報告は、ある内国产品的過剰在庫を解消するため、その产品を一定の者に強制的に買い取らせる措置が、内国民待遇を定めた一般協定3条4項と5項に違反しないかが主として争われた事例である⁽¹⁾。この点に関して、報告は、脱脂粉乳の購入強制を定めた規則は3条5項1文の禁止する混合規則には該当しないが、国産の脱脂粉乳のみを購入の対象とした点で3条5項2文に違反するとし、また、コーン・グルテンについて輸入者にだけ脱脂粉乳の購入義務を課している点も、3条4項に違反するとしたが、その他の違反の主張はこれを否定した。このような報告の結論自体は相当であると思われるが、報告の理由づけには種々の点で疑問があり、本件の先例的価値はあまり高くないようと思われる。

2. 「同種の产品」性の判断

報告は、「同種の产品」の問題につき、1条にいう「同種の产品」と3条にいう「同種の产品」の判断を基本的に区別せずに、両者に共通するいくつかの考慮事情を挙げた上で植物性蛋白と動物性蛋白等は「同種の产品」ではないとした。そこで、このように1条と3条の「同種」性の判断を区別しないことが妥当かが、まず問題となる。確かに、1条も3条も一般協定の中の原則規定であり、likeという同じ文言を使っているのであるから、

これを同じように解することにも理由がある。しかし、起草者は、「同種の产品」は憲章の異なった箇所において異なった意味を有していると述べており⁽²⁾、1条と3条の規制内容の違いからみて、同種性を判断する際に考慮するファクターも同じではないように思われる。例えば、1条で「同種」性が問題となるのは、产品Aと产品Bの間で関税率に差があるが、AとBとは本来「同種の产品」であり、関税率の高い方の产品に特化している締約国Xを結果的に差別していると主張されるケースである⁽³⁾。この文脈では、他の締約国でも同様の関税分類がなされているかが重要なファクターとなる。けだし、当該関税分類が一般的な慣行に従ったものであれば、その分類には合理的な理由があるといえるし、この場合に1条違反を認めると、多くの国で関税率の変更を余儀なくされ、譲許の安定を害するからである。これに対し、3条は内国措置に関する規定であるから、产品間に「同種」といえるだけの強い競合関係があるかを、最終用途、消費者の嗜好や慣習、产品の特性・性質・品質などを考慮して判断すれば足りるのであり、関税分類上の取扱いは少なくとも直接には考慮する必要がないであろう。

本報告以後の事例としては、例えば、产品間の関税率の差別に対する1条の適用が問題となった日本のS P F製材事件⁽⁴⁾のように、関税分類上の扱いを理由として、トウヒ、マツ、モミの製材と他の松柏類の製材とは1条の同種の产品でないとされ、それらが内国規則の上で同様に扱われていることは考慮されなかったケースがあるが、1条と3条との「同種の产品」の判断が異なるのかという点は、先例からみる限り必ずしも明らかではないように思われる⁽⁵⁾。ただ、本報告の事案は、1条と3条における「同種」性の判断の違いを論ずるまでもなく、3条の関係でも1条の関係でも、植物性蛋白と動物性蛋白等は「同種の产品」ではないといえるものであった。なぜなら、植物性蛋白と動物性蛋白等は蛋白質の含有量やオリジンという点で違いがあるし、消费者的認識や用途の点でも单一の飼料用蛋白として扱っていたとは到底考えられない。また、問題となった多くの产品は、別個の関税分類の下に異なる関税率を適用されているからである。その意味で、理由づけの点は簡単に過ぎるきらいがあるが、3条の関係でも1条の関係でも米国の主張するような产品間の「同種」性を否定したパネルの結論は、十分支持できる。

3. 3条5項1文と2文の解釈について

一般協定3条5項1文は、内国数量規則のうち、(1)特定の数量又は割合による产品的混合、加工、使用に関するもので、(2)产品的特定の数量又は割合を国内の供給源から供給することを直接又は間接に要求する規則（混合規則）を、その明白な輸入差別効果に鑑

み、特に禁止している。本件では、ECの規則がこの混合規則に該当するかが問題となつたが、パネルは、規則は単に特定量の脱脂粉乳の購入と調製を義務づけただけで、それを混合、加工、使用することまでは要求していないから、(1)の要件を満たさないと判断した。この部分については、規則の意図は、脱脂粉乳を飼料用蛋白源として実際に使用させることにあったとして、このような判断は非現実的であると評する見解もある⁽⁶⁾。他方でパネルは、3条5項2文にの適用に関しては、上のような規則の意図を考慮した上で、国産の脱脂粉乳だけを購入義務の対象としていたことに着目し、3条1項の原則に反して数量規則を適用しているとして、5項2文の違反を認めた。このようなアプローチは、5項1文の厳格な文理解釈によって抜け落ちたものを2文の方の違反とするという構成であり、それ自体としては理解できないわけではない。

しかし、本件においてより根本的な疑問は、国産の脱脂粉乳だけを強制的に購入させていた点に、3条1項の原則違反を認めたことが、本件の紛争の実体－とりわけ米国の損害の主張－に合致していたかという点である。本件で、米国は、脱脂粉乳の購入面に関する差別によって脱脂粉乳の輸出が損害を受けたと主張しているのではなく、脱脂粉乳を植物性蛋白飼料の輸入者等に強制的に購入させた結果、脱脂粉乳と代替可能な植物性蛋白の輸出の機会が減少したと主張しているのであり、これは、むしろ国産か輸入かを問わず脱脂粉乳を一定の者に買わせたことによって生ずる損害といえよう。したがって、本報告のような理由づけをとるのであれば、違反とされた部分（脱脂粉乳の購入における内外差別）と主張された損害（植物性蛋白の輸出機会減少）との間に因果関係はなく、23条にいう利益の侵害又は無効化は米国に生じているのかという疑問が生ずる。もっとも、一般協定の違反は利益の無効化を一応(*prima facie*)推定するとされ、本報告の当時はともかく、最近ではこの推定は覆すことができないとされているのであるから⁽⁷⁾、結論的には侵害又は無効化は肯定されるかもしれないが、理論的にはなお疑問が残るところである。

この点に関し、3条1項の原則違反を基礎づける理由づけとしては、国内産品たる脱脂粉乳に対しては強制購入により在庫を減らすという人為的な保護を与える一方で、それと代替可能な植物性蛋白の輸入に対しては、脱脂粉乳の購入義務という不利益を課している点で、3条1項の原則に反すると考える見方もありうる。このような理由づけをとれば、違反とされた部分と損害との間に因果関係があることになり、上のような疑問が生ずる余地はないであろう。もっとも、この理由づけが前提とする考え方は、3条5項2文の違反は、内国産品とその直接的競争産品又は代替可能な産品との間の差別の場合にも成立する

という解釈であり、この点、3条2項が規制する内国税については、内国産品とその直接的競争産品又は代替可能な産品との間の差別の場合に、2項2文の違反が成立することは、同条の注釈から明らかである。しかし、3条5項の注釈には、規則の適用を受けるすべての産品の実質的な数量が国内で生産されている場合には、2文の違反はないと述べられているだけであり、この注釈の趣旨は「まったく不明」である⁽⁸⁾。しかし、3条5項2文が引いている1項の原則の内容が、3条2項の注釈で一般的に示されていると考えれば、3条5項2文もまた、国内産品とその直接的競争産品又は代替可能な産品との間の差別に適用されると解することができる。このような解釈は、本件でEC自らが認めているが、指導的な解説書において説得的に説かれているものであり⁽⁹⁾、本件でもこの解釈をとることによって、域内産品である脱脂粉乳と植物性蛋白との間の差別を3条5項2文違反とするのが、より本筋を突いていたように思われる。

なお、1項は産品間の比較を適用の要件としておらず、内国規則がある産品の国内生産を保護していれば違反が成立するという見解をとれば、上のような議論をする必要はなく、脱脂粉乳の国内生産を保護する規則があること自体、3条1項の原則違反であると考えることもできる。しかし、ある国内産品を単に保護しているだけでは、それが他の締約国の貿易上の不利益に結び付く蓋然性はないのであるから、この場合には、「保護」が同種の産品（又は直接的競合産品又は代替可能な産品）の輸入に不利な影響をもたらすことを、提訴者の側で立証する必要が出てくるように思われる⁽¹⁰⁾。そのことを考慮すれば、上に述べた産品間の比較を前提とする解釈と、それほど違わないのではなかろうか。

4. 3条4項の適用について

3条4項の関係では、パネルは、コーン・グルテンについて、その輸入者だけが脱脂粉乳の購入義務を負っている点を捉え、これを3条4項違反とした。これは、コーン・グルテンという一つの産品のうち、輸入品だけに差別的な負担を課すものとして明らかに4項違反といえよう。他方で、動物性蛋白等の生産者や輸入者には脱脂粉乳の購入義務がないという点は、植物性蛋白と動物性蛋白等は「同種」とはいえないことから、違反ではないとされたが、これも4項の適用は「同種の産品」に文言上限定されている以上、妥当といえよう。これに対し、輸入者だけが蛋白証明書の提示義務を負っていた点は、蛋白証明書の提示義務は購入義務の施行措置に過ぎず、新たな義務を課すものではないとの理由で、4項違反でないとされたが、この点は疑問である。なぜなら、生産と輸入に対して同一の実体的義務（ここでは購入義務）が課されていても、その施行手続において、輸入のみが

不利に扱われているのであれば、実際上輸入を差別する効果は否定しえないのである。後の事例で、まさにこのような手続上の差別が3条4項に違反しないかが争われた、米国の関税法337条の事件⁽¹¹⁾では、手続上の差別であっても4項違反が成立するとされていことに注意する必要がある。したがって、現在の解釈では、ある実体上の義務の施行手続に差を設けたに過ぎないということは、4項違反に対する抗弁にはならないのである。本件の具体的な判断としても、域内生産者は、購入証明書を提出しなければ補助金を受けられないだけなのに対し、同じ產品の輸入者については、蛋白証明書を提出しないと域内で自由に販売できないのであるから、手続上輸入が不利な扱いを受けていることは明らかであり、これを4項違反としなかったことは疑問がある。

5. その他の違反の点について

米国が主張した2条1項違反の主張に対しては、パネルは、本件規則は輸入品にも国産品にも適用される内国数量規則として3条が適用されるものであり、2条の適用される国境措置ではないとの理由で、これを退けた。これは、内国措置であれば3条、国境措置であれば2条というように、3条と2条の適用範囲を相互に排他的なものと捉え、両方の違反が同時に成立することはないとする考え方によるものであろう⁽¹²⁾。この考え方を前提とすれば、パネルは最初に規則を3条が適用される内国措置として扱った以上、2条違反は成立する余地がないのであり、そのように言えば足りたのではなかったかと思われる。パネルのアプローチは、肝心の2条と3条の適用範囲の排他性ということには触れずに、単に考慮した事柄だけを列挙しているのであり、不明確なものとなっている。

次に、1条1項違反の主張を否定した点については、「同種の產品」性が否定された以上当然の結論であろう。仮に產品間の「同種」性を認めても、產品間で内国措置の適用に関し差別があるというだけで、1条1項の違反になるといえるかという問題があり⁽¹³⁾、パネルの理由づけでも、その点の問題が示唆されているように思われる。

6. 本件の紛争処理について

最後に、本件の紛争処理を特徴づける点を三つほど指摘しておきたい。第1に、本件で米国がパネル設置を申し立てた背景には、大豆等の対EC輸出に関して、米国内で301条の申立て⁽¹⁴⁾があったことが関係しており、その点において、70年代後半からの米国の一連のガット提訴と共通する面があるということである⁽¹⁵⁾。第2に、本件では、パネル報告が提出される前に、既に問題となった規則は廃止されていたのであるが、このような場合でも、法的な論点を明確にするために、あえて報告を提出した先例として本件は位置

づけられている⁽¹⁶⁾。第3に、本件規則に関しては、本報告が採択される前に、EC法上これを無効とするEC裁判所判決⁽¹⁷⁾が出されていることも、注目される。この事件は、西ドイツ国内の飼料業者と養鶏業者の間の飼料代金の支払をめぐる民事訴訟から、EC法の問題がEC裁判所に付託されたものであるが、1978年7月、EC裁判所は、規則は養鶏業のような一部の農業部門に差別的に重い負担を課すものであり、共通農業政策の目的に反し、共通農業政策における差別の禁止（EEC条約40条3項2号）にも違反することを理由に、本規則を無効と宣言した。

〈注〉

- (1) J. JACKSON & W. DAVEY, *LEGAL PROBLEMS OF INTERNATIONAL ECONOMIC RELATIONS* 491 (2nd ed. 1986) は、3条に関する事例の一つとして本件を取り上げている。
- (2) U.N. Doc. EPCT/C. II/65, at 2 (1946).
- (3) このような主張が認められた事例として、スペインの煎っていないコーヒー豆の関税の取扱い事件（BISD 28S/102 (1982)）がある。また、「同種」性が否定されたため、このような主張が認められなかったものとして、日本のSPF製材事件（BISD 36S/167 (1989)）がある。
- (4) 前掲・注(3)。この事件については、渡邊頼純「日本のトウヒ、マツ、モミの差別的輸入制限」（ガットの紛争処理に関する調査－調査報告書 183頁 (1990)）参照。
- (5) 一般協定3条に関する最近のケースである、日本のワイン及びアルコール飲料の内国税事件（BISD 34S/83 (1987)）では、「同種」性を肯定する際に、產品の特性と最終用途が考慮されているが、同時に関税分類上の扱いも考慮されている。
- (6) E. McGOVERN, *INTERNATIONAL TRADE REGULATION* § 8.23 n.28 & accompanying text (2nd ed. 1986).
- (7) 米国の石油製品に対する輸入税事件（BISD 34S/136 (1987)）。これについては、道垣内正人「米国の石油製品に対する輸入税」（ガットの紛争処理に関する調査－調査報告書 152頁 (1990)）参照。
- (8) J. JACKSON, *WORLD TRADE AND THE LAW OF GATT* § 12.4 n.22 & accompanying text (1969)。ジャクソンは、マーガリンは生産していないが、バターについては優位を持つ生産国が、マーガリンに20%のバターを含むことを要求する内国規則を設けた場合を例にとって、起草者はこの種の保護を禁止しようとしたようであり、これは2項と

同様の競争產品の問題を提起するが、注釈ではこの点が明らかでないとしている。

- (9) E. McGovern, *supra note 6*, § 8.21 n.15 & accompanying text. マクガバンは、本報告が、3条1項の適用を直接競争產品に広げる解釈を採ったのだとしているが、本報告の理由づけから見て、これは疑問である。
- (10) 理事会で採択されなかったスペインの大蔵の国内販売規制事件 (L/5142 (1981)) のパネル報告は、3条1項の違反の場合は、直接的競争產品又は代替可能な產品の輸入に不利な影響を与えるものでなければならぬとし、理事会ではこの点が非難された。しかし、単に国内生産を保護する規則の存在だけで1項違反を認める以上、その輸入への影響の立証を要求することは、理論的には正当であるように思われる。
- (11) BISD 36S/345 (1990). この事件については、平賀「米国の1930年関税法337条」(ガットの紛争処理に関する調査—調査報告書 175頁 (1990)) 参照。
- (12) 2条と11条についても適用範囲が相互に排他的かどうかが問題となり、これが肯定されることにつき、平賀「ECの加工果実、野菜に関する最低価格」(ガットの紛争処理に関する調査—調査報告書II 13頁 (1991)) 参照。
- (13) 前掲・注(3)の日本のSPF製材事件では、カナダが「同種の產品」間の差別自体も1条で規制されると主張したのに対し、報告は、そもそも「同種」性がないとの理由で違反を否定しており、この問題に対する明確な解答は与えられなかった。
- (14) Exports of Soybean Meal and Soybean Oil to the EC, 41 Fed. Reg. 15384 (1976).
- (15) 他の事例については、Hudec, GATT Dispute Settlement after the Tokyo Round: An Unfinished Business, 13 Cornell Int'l L.J. 145, 156 n.26 (1980).
- (16) 米国のカナダ産マグロ及びマグロ製品の輸入制限事件 (BISD 29S/91 (1982)) は、紛争の原因たる措置が解除された場合でも、パネルが敢えて報告を提示した先例として、本件を引用している。
- (17) Bela-Mühle v. Grows-farm, [1977] E.C.R. 1219.

【参考文献】

〈注〉に掲げたもののほか、次のものを参照。

- Jackson, National Treatment Obligations and Non-tariff Barriers, 10 MICH. J. INT'L L. 207 (1989).

・津久井茂充「コンメンタール・ガット2、5」貿易と関税1990年8月号32頁、11月号52頁。

(岡田 外司博)